

和歌山県警察会計事務監査規程

(最終改正：平成16年 5 月 21 日 和歌山県警察本部訓令第33号)

和歌山県警察会計事務監査規程を次のように定める。

和歌山県警察会計事務監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県警察における会計事務の監査について、必要な事項を定めるものとする。

(監査の実施)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、各所属の会計事務に関し、次条の監査実施計画に基づき、毎会計年度1回以上、各所属の会計事務に関する帳簿、会計関係書類及び金庫の監査（以下「定期監査」という。）を実施するものとする。

2 本部長は、前項の定期監査のほか、特に必要と認める場合は、その都度、随時の監査（以下「随時監査」という。）を実施するものとする。

3 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に前2項の監査を実施させるものとする。

4 会計課長は、監査を行うに当たり監査補助者を置くことができる。

(監査の実施計画)

第3条 会計課長は、毎会計年度の監査を実施する場合、3月末までに翌年度の監査に関し必要な事項を定めた監査実施計画を作成し、本部長に報告するものとする。

2 監査実施計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監査実施日時

(2) 監査対象所属

(3) 監査実施項目

3 本部長は、会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、監査実施計画を変更することができる。

(監査の実施上の留意事項)

第4条 監査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 厳正を旨とすること。

(2) 監査上知り得た情報は、秘密を厳守すること。

(3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないように注意すること。

(資料の提出等)

第5条 会計課長は、監査を実施するため必要と認められるときは、所属の長（以下「所属長」という。）又は当該所属の職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。ただし、特別の理由がある場合のほかは、事前に所属長に対し、その旨を通知するものとする。

(監査結果の報告)

第6条 会計課長は、四半期終了後、速やかに、当該四半期における監査の結果を本部長に報告しなければならない。

- 2 本部長は、毎会計年度少なくとも1回、前項の規定に基づき会計課長がした報告に係る会計監査の実施の状況を取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。
- 3 会計課長は、随時監査を行った場合は、監査終了後、その都度、速やかに本部長に報告しなければならない。
- 4 本部長は、第2項の規定によるもののほか、前項の規定に基づき会計課長がした報告に係る会計監査の実施の状況を速やかに、公安委員会に報告するものとする。

(監査結果に基づく措置)

第7条 本部長は、前条の報告があった監査の結果に基づき、会計事務に是正又は改善する必要があると認めたときは、当該所属長に対し、速やかにその措置を講じるように指示するものとする。

- 2 前項の指示を受けた所属長は、速やかに必要な措置を執り、その結果を会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(指導)

第8条 会計課長は、各所属の職員に対し、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。

- 2 所属長は、所属の職員に対し、会計事務の取扱いについて指導しなければならない。